規則等の案の概要

１　規則等の案の題名

　　静岡市旅館業法等の施行に関する規則及び静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の一部改正について（案）

２　規則等を定める根拠となる法令の条項

　　旅館業法（昭和23年法律第138号）第４条第２項

　　公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第３条第２項

３　改正の趣旨

　　　令和６年12月18日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知により、国の「公衆浴場における水質基準等に関する指針」が改正され、浴槽水の水質基準として示されていた「大腸菌群」が、令和７年４月１日から「大腸菌」に変更される旨周知された。

本市においては、静岡市旅館業法等の施行に関する規則及び静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則で、当該国の指針に基づき、大腸菌群を浴槽水の水質基準として定めている。今回の国の指針改正に伴い、本市規則についても浴槽水の水質基準項目を「大腸菌群」から「大腸菌」に改める。

４　規則等の案の内容（改正の内容）

　　　静岡市旅館業法等の施行に関する規則及び静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則で定める浴槽水の水質基準項目を大腸菌群から大腸菌に改める。また、単位については、国の指針に基づき検討を行う。

５　規則等を施行する時期（予定）

　令和７年４月１日